

平成 30 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 30 年 3 月 2 日 提 出

## 目 次

報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解について	1
報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解について	3
報告第3号 工事請負契約の変更について（庁舎南倉庫建設工事）	5
議案第1号 東浦町工場立地法に基づく町準則を定める条例の制定について	7
議案第2号 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について	10
議案第3号 東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	19
議案第4号 東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について	22
議案第5号 東浦町国民健康保険条例の一部改正について	23
議案第6号 東浦町障害者医療費支給条例等の一部改正について	25
議案第7号 東浦町旅館等の建築の規制に関する条例の一部改正について	29
議案第8号 東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	30
議案第9号 東浦町都市公園条例の一部改正について	46
議案第10号 平成29年度東浦町一般会計補正予算（第7号）	別添
議案第11号 平成29年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第12号 平成29年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第13号 平成30年度東浦町一般会計予算	別添
議案第14号 平成30年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	別添
議案第15号 平成30年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第16号 平成30年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第17号 平成30年度東浦町下水道事業特別会計予算	別添
議案第18号 平成30年度東浦町水道事業会計予算	別添
議案第19号 工事委託協定の変更について（東浦町公共下水道森岡ポンプ場のポンプ増設工事委託）	47
議案第20号 名誉町民について	48

報告第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 2 月 13 日

東浦町長 神 谷 明 彦

### 損害賠償の額の決定及び和解について

道路の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

#### 記

##### 1 事故の概要

平成 29 年 11 月 6 日（月）午後 5 時 20 分頃、相手方が町道藤江 42 号線を車で北から南へ走行していたところ、当該車両の左前輪及び左後輪が、当該町道の陥没部分に落下し、当該車両のホイール等が破損した。

##### 2 相手方の住所及び氏名

\* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \* \* \* \*

##### 3 損害賠償の額

12,200 円

	甲（東浦町）	乙（* * * * *）
損 害 額	0 円	61,000 円
過失割合	20%	80%
賠 償 額	12,200 円	0 円

##### 4 和解の内容

甲は乙に対して、12,200 円を支払うこととする。

報告第2号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

## 専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 2 月 13 日

東浦町長 神 谷 明 彦

### 損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

#### 1 事故の概要

平成 29 年 12 月 21 日（木）午前 11 時頃、職員が町道緒川 160 号線において車両の向きを変えようと公用車を後進させたところ、当該車両の左後部が建物の庇<sup>ひきし</sup>と接触し、当該庇<sup>ひきし</sup>が破損した。

#### 2 相手方の住所及び氏名

\* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \* \* \*

#### 3 損害賠償の額

42,774 円

	甲（東浦町）	乙（* * * * *）
損 害 額	0 円	42,774 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	42,774 円	0 円

#### 4 和解の内容

甲は乙に対して、42,774 円を支払うこととする。

報告第3号

工事請負契約の変更について（庁舎南倉庫建設工事）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 1 月 26 日

東浦町長 神 谷 明 彦

### 工事請負契約の変更について（庁舎南倉庫建設工事）

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

#### 記

- 1 工 事 名 庁舎南倉庫建設工事
- 2 路線等の名称 東浦町役場
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字緒川字政所地内
- 4 契 約 金 額  
    変更前 91,800,000 円  
    変更後 93,463,200 円  
        (1,663,200 円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1  
    東浦土建株式会社  
    代表取締役 長坂 勝之
- 6 変 更 理 由  
    アスファルト舗装面積の増加等が必要となつたため、工事請負契約の変更をするものである。

議案第1号

東浦町工場立地法に基づく町準則を定める条例の制定について

東浦町工場立地法に基づく町準則を定める条例を次のように定めるものとする。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町工場立地法に基づく町準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(対象区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域（以下「対象区域」という。）並びに対象区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

対象区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる準工業地域（以下「準工業地域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域（以下「工業地域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域のうち、別表に定める区域（以下「その他の区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上

2 対象区域における緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複

する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 一の特定工場の敷地が準工業地域、工業地域、その他の区域及び対象区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、対象区域の敷地割合の合計が2分の1以上であるときは対象区域のうち敷地割合が最も高い区域に係る前条第1項の表の緑地面積率及び環境施設面積率を当該敷地の全部に適用し、対象区域以外の区域の敷地割合が2分の1を超えるときは同項の規定を当該敷地の全部に適用しない。

2 前項の場合において、対象区域のそれぞれの敷地割合が同じである場合（対象区域以外の区域の敷地割合が2分の1を超えるときを除く。）は、前条第1項の表の規定のうち、当該対象区域のうち最も高い緑地面積率及び環境施設面積率（当該対象区域のそれぞれの緑地面積率及び環境施設面積率が同じ率の場合は、その率）を一の特定工場の敷地の全部に適用する。

(隣接する地方公共団体の長との協議)

第5条 一の特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に設置されている製造業等に係る工場若しくは事業場（以下「工場等」という。）又は設置のための工事が行われている工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域にあっては「0.05」と、その他の区域にあっては「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域にあっては「0.1」と、その他の区域にあっては「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域にあっては「0.05」と、その他の区域にあっては「0.05」と、法準則備考第3項第2号中「0.25」とあるのは準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域にあっては「0.1」と、その他の区域にあっては「0.1」と読み替えるものとする。

別表（第3条関係）

- (1) 平成30年1月1日において都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域に設置されている特定工場の同日における敷地の区域
- (2) 都市計画法第20条第1項の規定により告示されている知多都市計画東浦石浜工業用地地区計画において地区整備計画が定められた平成30年1月1日における区域
- (3) 平成30年1月1日において受理されている都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成23年愛知県条例第37号）第4条第2号の申出に係る土地の区域

提案理由

特定の区域における特定の工場等の敷地面積に対する緑地等の面積の割合を定めるため提案するものである。

議案第2号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例(昭和36年東浦町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した後に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の中の介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(2)後期高齢者支援金等課税額(国民健</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の中の介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p>

康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が540,000円を超える場合においては、基礎課税額は、540,000円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保

(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円とする。

(基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.1を乗じて算定する。

2 略

第4条 削除

(基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,700円とする。

(基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定に

險者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の4.4を乗じて算定する。

2 略

(基礎課税額の資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の15を乗じて算定する。

(基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,000円とする。

(基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192

より被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条において同じ。)以外の世帯

27,900円

(2) 特定世帯 13,950円

(3) 特定継続世帯 20,925円

(後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3,900円とする。

号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の6及び第21条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の6及び第21条において同じ。)以外の世帯 30,000円

(2) 特定世帯 15,000円

(3) 特定継続世帯 22,500円

(後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第5条の4 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の12を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2,000円とする。

<p>(後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p><b>第5条の5</b> 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,650円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,975円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p><b>第6条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><b>第7条</b> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7,900円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><b>第7条の2</b> 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第21条</b> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には、</p>	<p>(後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p><b>第5条の6</b> 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>5,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,500円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p><b>第6条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1</u>を乗じて算定する。</p> <p><u>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</u></p> <p><b>第7条</b> 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><b>第7条の2</b> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><b>第7条の3</b> 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第21条</b> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54</u></p>
--	--

540,000 円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 190,000 円を超える場合には、190,000 円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 160,000 円を超える場合には、160,000 円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000 円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 第2条第2項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,690 円

イ 第2条第2項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,530 円

(イ) 特定世帯 9,765 円

(ウ) 特定継続世帯 14,648 円

ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,730 円

エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,510 円

(イ) 特定世帯 3,255 円

(ウ) 特定継続世帯 4,883 円

オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除

万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 第2条第2項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,200 円

イ 第2条第2項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 21,000 円

(イ) 特定世帯 10,500 円

(ウ) 特定継続世帯 15,750 円

ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,400 円

エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000 円

(イ) 特定世帯 3,500 円

(ウ) 特定継続世帯 5,250 円

オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除

く。) 1人について 5,530円

カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 第2条第2項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,350円

イ 第2条第2項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,950円

(イ) 特定世帯 6,975円

(ウ) 特定継続世帯 10,463円

ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,950円

エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,650円

(イ) 特定世帯 2,325円

(ウ) 特定継続世帯 3,488円

オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,950円

カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が

く。) 1人について 4,900円

カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 第2条第2項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,000円

イ 第2条第2項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,000円

(イ) 特定世帯 7,500円

(ウ) 特定継続世帯 11,250円

ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,000円

エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,000円

(イ) 特定世帯 2,500円

(ウ) 特定継続世帯 3,750円

オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,500円

カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が

<p>330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 490,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,340 円</u></p> <p>イ 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,580 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,790 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,185 円</u></p> <p>ウ 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>780 円</u></p> <p>エ 第 2 条第 3 項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,860 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>930 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,395 円</u></p> <p>オ 第 2 条第 4 項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>1,580 円</u></p> <p>カ 略</p>	<p>330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 490,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,200 円</u></p> <p>イ 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,000 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,500 円</u></p> <p>ウ 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>400 円</u></p> <p>エ 第 2 条第 3 項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,000 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,000 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,500 円</u></p> <p>オ 第 2 条第 4 項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>1,400 円</u></p> <p>カ 略</p>
---	---

#### 附 則

- この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

### 提案理由

国民健康保険法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第3号

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年東浦町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合又は消防法第25条第1項若しくは<u>第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する場合</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合又は消防法第25条第1項若しくは<u>第2項若しくは第29条第5項(同法第36条において準用する場合を含む。)</u>の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」</p>

する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなったときは、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（補償基礎額）

## 第5条 略

### 2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなつたときは、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（補償基礎額）

## 第5条 略

### 2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消

	<u>防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u>
(1) から (6) まで 略 4 略	(1) から (6) まで 略 4 略

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 新条例第5条第3項の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第4号

東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について

東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年東浦町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(介護給付費等の額の特例)	(介護給付費等の額の特例)
第3条 法第31条の規定に基づく介護給付費等（法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の額の特例の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に災害又は厚生労働省令で定める特別の事情を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。	第3条 法第31条の規定に基づく介護給付費等（法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の額の特例の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に災害又は厚生労働省令で定める特別の事情を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。
(1) 支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所	(1) 支給決定障害者等（法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。）及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
(2) 及び (3) 略	(2) 及び (3) 略
2 略	2 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第5号

東浦町国民健康保険条例の一部改正について

東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険条例(昭和36年東浦町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の目次及び条を改正後の欄の目次及び条に改める。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 町が行う国民健康保険の事務 (第1条)	第1章 町が行なう国民健康保険(第1条)
第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第2条・第3条)	第2章 国民健康保険運営協議会(第2条・第3条)
第3章から第7章まで 略	第3章から第7章まで 略
附則	附則
第1章 町が行う国民健康保険の事務 (町が行う国民健康保険の事務)	第1章 町が行なう国民健康保険 (町が行なう国民健康保険)
第1条 町が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	第1条 町が行なう国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会 (市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び委員の定数)	第2章 国民健康保険運営協議会 (国民健康保険運営協議会の委員の定数)
第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)とする。	第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、
2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。	

(1) から (3) まで 略 (保健事業)	次の各号に定めるところによる。 (1) から (3) まで 略 (保健事業)
第8条 町は、 <u>法</u> 第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。	第8条 町は、 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）</u> 第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。
(1) から (4) まで 略 2 略	(1) から (4) まで 略 2 略

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第6号

東浦町障害者医療費支給条例等の一部改正について

東浦町障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

(東浦町障害者医療費支給条例の一部改正)

第1条 東浦町障害者医療費支給条例（昭和48年東浦町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(適用除外) 第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある <u>65歳以上の者</u> （その者が高齢者の医療の確保に関する法律 <u>第50条第2号又は第55条の2第1項第2号</u> に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該申請を行った日から当該認定を受ける日までの間を除く。） (2) から (5) まで 略	(適用除外) 第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律 <u>第50条第2号</u> に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該申請を行った日から当該認定を受ける日までの間を除く。） (2) から (5) まで 略
(東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正)	
第2条 東浦町母子家庭等医療費支給条例（昭和53年東浦町条例第32号）の一部を次のように改正する。	

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 略	(受給資格者) 第2条 略

<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にある <u>65 歳以上の者</u>（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号又は第 55 条の<u>2 第 1 項第 2 号</u>に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該申請を行った日から当該認定を受ける日までの間を除く。）</p> <p>(3) から (6) まで 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にある<u>者</u>（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該申請を行った日から当該認定を受ける日までの間を除く。）</p> <p>(3) から (6) まで 略</p> <p>3 略</p>
---	---

（東浦町精神障害者医療費支給条例の一部改正）

第 3 条 東浦町精神障害者医療費支給条例（平成 20 年東浦町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p>第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療を受けることができる者又は高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にある <u>65 歳以上の者</u>（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号又は第 55 条の<u>2 第 1 項第 2 号</u>に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 高齲者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療を受けることができる者又は高齲者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にある<u>者</u>（その者が高齲者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該申請を行う日から当該認定を受け</p>

は、当該申請を行う日から当該認定を受けるまでの間を除く。) (2) から (5) まで 略	るまでの間を除く。) (2) から (5) まで 略
--	-------------------------------

(東浦町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 東浦町後期高齢者医療に関する条例（平成20年東浦町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び項を改正後の欄の条及び項に改める。

改正後	改正前
(保険料を徴収すべき被保険者)	(保険料を徴収すべき被保険者)
第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる者とする。	第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる者とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号。以下「法」という。) <u>第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際町内に住所を有していたもの	(2) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号。以下「法」という。) <u>第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際町内に住所を有していた者</u>
(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際町内に住所を有していたもの	(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際町内に住所を有していた者
(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた <u>法第55条第2項第2号</u> に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際町内に住所を有していたもの	(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた <u>同号</u> に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際町内に住所を有していた者
(5) 法第55条の2第1項の規定の適用	

を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附 則

1 略

附 則

1 略

2 平成20年度における被扶養者であつた被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで

3 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

4 略

2 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第7号

東浦町旅館等の建築の規制に関する条例の一部改正について

東浦町旅館等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める  
ものとする。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町旅館等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

東浦町旅館等の建築の規制に関する条例(平成9年東浦町条例第23号)の一部を次  
のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。 (1) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律 第138号)第2条第2項に規定する <u>旅 館・ホテル営業</u> の用に供することを目 的とする施設をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。 (1) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律 第138号)第2条第2項に規定する <u>ホ テル営業又は同条第3項に規定する 旅館営業</u> の用に供することを目的と する施設をいう。
(2) 及び (3) 略	(2) 及び (3) 略

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第8号

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正  
について

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定めるものとする。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改  
正する条例

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成20年東浦町条例  
第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(建築物の <u>建蔽率</u> の最高限度) 第5条 建築物の建築面積(同一敷地内に 2以上の建築物がある場合においては、 その建築面積の合計)の敷地面積に対する 割合(以下「 <u>建蔽率</u> 」という。)は、 別表第2(ア)欄の計画地区の区分に応 じ、それぞれ同表(エ)欄に掲げる数値 を超えてはならない。	(建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度) 第5条 建築物の建築面積(同一敷地内に 2以上の建築物がある場合においては、 その建築面積の合計)の敷地面積に対する 割合(以下「 <u>建ぺい率</u> 」という。)は、 別表第2(ア)欄の計画地区の区分に応 じ、それぞれ同表(エ)欄に掲げる数値 を超えてはならない。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条—第8条関係)

対象区域の名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)
計画地区の名称	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の位置の制限	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度

					境界線までの距離		
東浦石浜西部地区整備計画区域	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項第1号から第5号まで及び第7号に掲げるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(畜舎又は法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)若しくは(12)の物品の貯蔵若しくは処理に供するものを除く。)</p>					10メートル	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とす

								る。
東浦藤江北部地区整備計画区域		<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項第1号から第5号まで及び第7号に掲げるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(畜舎又は法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)若しくは(12)の物品の貯蔵若しくは処理に供するものを除く。)</p>						12メートル
東浦藤江樋地		自動車車庫で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。)						12メートル

区整備計画区域		く。)						
上子新田地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項第1号から第5号まで及び第7号に掲げるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートル以内のもの(同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)</p>					15 メートル	
	B地区	(1) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。)					12 メートル	

		(2) 畜舎(建築物に附属するものを含む。)					
C地区		(1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの(同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。) (5) 畜舎(建築物に附属するものを含む。)					
中子新田地区整備計画	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(は)項第1号から第5号まで及び第7号に掲げるもの (2) 自動車車庫で床面積の合					18メートル

区域	計が 50 平方メートル以内のもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。） （3）前2号の建築物に附属するもの（畜舎を除く。）						
B 地区	(1) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。） (2) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）					15 メートル	
C 地区	(1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 自動車車庫で床面積の合						

		計が 50 平方 メートルを超 えるもの（同 一敷地内にあ る建築物に附 属するものを 除く。）  (5) 畜舎（建 築物に附属する ものを含む。）					
緒 川 駅 東 地 区 整 備 計 画 区 域	A 地 区	(1) ホテル又は 旅館  (2) キャバレー、 料理店、ナイ トクラブ、ダ ンスホールそ の他これらに 類するもの  (3) 個室付浴場 業に係る公衆 浴場その他こ れに類する建 築基準法施行 令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条 の 9 の 2 で定 めるもの  (4) 倉庫業を営 む倉庫  (5) 畜舎（建 築物に附属する ものを含む。）					
	B 地 区	(1) 工場（建 築 基準法施行令 第 130 条の 6 で定めるもの					

		<p>を除く。)</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキ一場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(6) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）</p>					
C地区		<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(4) 畜舎（建築</p>					

		物に附属する ものを含む。)					
D地 区	(1) 自動車車庫 で床面積の合 計が 50 平方 メートルを超 えるもの (同 一敷地内にあ る建築物に附 属するものを 除く。) (2) 畜舎 (建築 物に附属する ものを含む。)						12 メー トル
E地 区	(1) 法別表第2 (ぬ) 項第3 号に掲げる事 業を営む工場 (2) ホテル又は 旅館 (3) マージャン 屋、ぱちんこ 屋、射的場、 勝馬投票券發 売所、場外車 券売場その他 これらに類す るもの (4) カラオケボ ックスその他 これに類する もの (5) キャバレー、 料理店、ナイ トクラブ、ダ ンスホールそ の他これらに						

		類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの(同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。) (9) 畜舎(建築物に附属するものを含む。)						
相生の丘地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての専用住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)	10 分の 10	10 分の 6	300 平方メートル	1 メートル	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下 (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さ	10 メートル
	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て又は長屋建ての専用住宅 (2) 共同住宅(10 戸以上のものを除く。) (3) 前2号の建築物に附属するもの(畜舎						

							が 2.5 メートル以下 で あ り、か つ、床 面積の 合計が 10平方 メートル以下 のもの (次号 に掲げ るもの を 除 く。) (3) 自動 車車庫 で軒の 高さが 2.5 メ ートル 以下の もの		
東浦 石浜 工業用 地地区 整備 計		次に掲げる建築物 以外の建築物 (1) 工場 (統計 法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 2 条第 9 項に規定す る統計基準で ある日本標準 産業分類 (以 下「標準産業 分類」とい う。) の大分類	10 分 の 15	10 分 の 6	4,000 平方メ ー トル。 た だし、 本 項 (イ) 欄第 2 号に掲 げる建 築物を 除く。	20 メー トル	(1) 本項 (イ) 欄第 2 号に掲 げる建 築物 (2) 軒の 高さが 3メー トル以 下の守 衛室そ の他こ		

画区域	<p>E一製造業に属するものに限る。)、当該工場に関連する研究開発施設（標準産業分類の大分類E一製造業に属するものに限る。）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第1号の流通業務の用に供する建築物。</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(ア) 法別表第2(る)項 第1号(1)から(4)まで、(30)及び(31)に掲げる事業を営む工場</p> <p>(イ) 法別表第2(る)項 第1号(1)から(3)まで、(11)若しくは(12)の物</p>				れに類するもの	
-----	--	--	--	--	---------	--

		<p>品の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第130条の9第1項(数量は、同項の表中準工業地域欄のものとする。)で定めるもの</p> <p>(2) 前号の建築物のための従業員寮</p> <p>(3) 第1号の建築物に附属するもの</p>							
東浦石浜南部地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専用住宅</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)</p> <p>(3) 公園、集会所、ガスガバナーの敷地内の建築物</p>	10分の10	10分の5	<p>200 平方メートル。</p> <p>ただし、開発行為の完了公告時点に200 平方メートル以下である敷地を除く。</p>	0.6 メートル	<p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供するもの</p>	10メートル	<p>建築物の各部分の高さは、道路斜線制限においては当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じ</p>
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの(畜舎を</p>							

	除く。)				で、軒の高さが2.5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下のもの(次号に掲げるものを除く。)	て得たもの以下とし、北側斜線制限においては当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたものとする。
C地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2 (い) 項第4号及び第6号に掲げるもの (2) 前号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)				(3) 自動車車庫で軒の高さが2.5メートル以下のもの	
D地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2 (は) 項第5号に掲げるもの (2) 前号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)					
東浦取手地区整備				160 平方メートル		

計画区域									
上割木地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2 (い) 項第1号及び第2号に掲げるもの (2) 前号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号で定めるものを除く。)	10分の10	10分の6	200 平方メートル。 ただし、土地区画整理法(昭和29年法律 第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定又は同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地の全部を一の敷地として使用するものについては、	0.6 メートル。	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが2.5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下のもの(次号に掲げ	10メートル	建築物の各部分の高さは、法第56条において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が10分の10のものに適用される規定に適合するものとする。	

					この限りでない。		もの を除く。) (3)自動車庫で軒の高さが2.5メートル以下のもの	
--	--	--	--	--	----------	--	--	--

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第9号

東浦町都市公園条例の一部改正について

東浦町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町都市公園条例の一部を改正する条例

東浦町都市公園条例(昭和57年東浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)	(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)
第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第1条の2及び第2条に定める基準とする。 (公園施設の建築面積の基準に係る割合等)	第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第1条の2及び第2条に定める基準とする。 (公園施設の建築面積の基準に係る割合等)
第1条の3 略 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。	第1条の3 略 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、都市公園法施行令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。
(運動施設の敷地面積の基準に係る割合)	
第1条の4 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。	
第20条 法第5条の11の規定により町長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、町長とみなす。	第20条 法第5条の3の規定により町長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、町長とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市公園法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 19 号

工事委託協定の変更について（東浦町公共下水道森岡ポンプ場のポンプ  
増設工事委託）

下記のとおり工事委託協定を変更するものとする。

平成 30 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- 1 協定の目的 東浦町公共下水道森岡ポンプ場のポンプ増設工事委託
- 2 協定金額 変更前 285,000,000 円  
変更後 174,000,000 円  
(111,000,000 円の減額)
- 3 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号  
日本下水道事業団

代表者 理事長 辻原 俊博

提案理由

事業費の確定に伴い、協定金額を変更するため提案するものである。

議案第 20 号

名譽町民について

次の者を名譽町民としたいので、東浦町名譽町民条例(昭和 40 年東浦町条例第 7 号)  
第 1 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

\* \* \* \* \*

日 高 昇

\* \* \* \* \*

提案理由

日高昇氏を名譽町民とするため提案するものである。